

静司発第355号
令和4年1月11日

民事訴訟法（IT化関係）部会要綱案の取りまとめに対する会長声明

静岡県司法書士会
会長 白井 聖記

（声明の要旨）

本人訴訟の当事者が利用しやすい事件管理システムの構築を求める。

第1 要綱案の概要

市民の裁判手続に大きな影響を与える裁判手続のIT化につき、令和2年6月より開催されている法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会において検討が進んでおり、2度のパブリックコメントの実施を経て、要綱案の叩き台が示される段階となった。順調にいけば、令和4年2月の法制審議会総会で要綱案が承認され、同年の国会に改正法案が提出されるものと思われる。訴状の提出等に関するオンライン申立てについては、新たにシステム（以下「事件管理システム」という）構築をする必要があるため、早くとも令和7年以降の稼働となるようであるが、ウェブ会議による口頭弁論への参加等については、法案成立後、早い時期に施行される見込みである。

第2 要綱案の主だった論点

要綱案においては、事件記録をすべて電子化することが念頭におかれるとともに、ウェブ会議等の活用により、当事者等が法廷に出頭せずとも、裁判手続を進めることができる仕組みが示された。これにより、遠方の裁判所に出頭を余儀なくされていた本人訴訟の当事者も、改正民事訴訟法の施行後は、時間的負担、経済的負担が軽減されるものと期待する。

また、ITの活用のみならず、裁判手続そのものを迅速に進めるための新たな手続の創設も提案されており、紛争の解決までの見通しを明らかにしたいという市民の期待も反映されていると受け止めている。

今まで書面で送達されていた判決についても電子化される見込みであり、電磁的記録のまま執行手続に用いることが検討されるなど、行政の目指すデジタル・ガバメントにおけるデジタルファースト、ワンスオンリーの思想が、司法においても反映されているものと評価できる。

第3 部会における司法書士委員の意見

法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会には、日本司法書士会連合会から小澤吉徳会長が委員として任命されており、1年6か月に及ぶ部会での議論において、司法書士としての

知見を存分に発揮した意見表明が随所に見受けられた。

たとえば、簡易裁判所の特性を熟知する士業者として、本人訴訟の当事者のために、ウェブ会議ではなく、電話会議によっても、口頭弁論への参加を認めることを要望されていたことは、応訴する法律上の機会はあるにしても、時間的、心理的負担などにより不出頭となり、数多く出されている被告事件の欠席判決について、電話での出頭を認めることで少しでも減らし、簡便に、被告が反論すべき事柄を主張することができ、和解の道があるのであれば話し合いを求めることができる、市民にとって身近な簡易裁判所を真摯に目指していることが議事録からも十分読み取ることができた。(令和3年10月15日開催第18回会議等)

残念ながら、この論点については、部会のコンセンサスを得ることができず、成案に至らなかったようであるが、他にも、提出された書面の電子化の際に手数料を徴収するか否か、電子化された事件記録を裁判所の端末で閲覧する際に端末使用の対価としての手数料を徴収するか否かといった、市民の負担に直結する論点では強く反対を貫かれており、簡易裁判所における訴訟代理人として、また裁判書類作成者として、市民の声を届ける責務を果たされていたと感ずる。

第4 要綱案を受けた司法書士の使命

令和7年以降の稼働が目指されている事件管理システムにおいて、士業者には利用が義務付けられる見込みであるが、利用件数の多い士業者の利用によって、司法のIT基盤が整うことになるのだから、既に発出した令和2年3月23日付会長声明でも述べたとおり、訴訟代理人として関わる全ての事件につき、IT化に対応するよう会員に周知・指導する所存である。

さらに、本人訴訟の当事者も、事件管理システムを利用することにより、手数料の軽減等の経済的インセンティブが設けられる見込みであるし、ほかにもIT化により恩恵を多く受けることができるのだから、一人でも多くの当事者が、事件管理システムを利用することができるような配慮や工夫が求められるところである。

そのため、当会としては、既に設置してある総合相談センターしずおかを活用し、本人訴訟の当事者がする提出書面の電子化支援などの方策を講じるとともに、司法書士が裁判書類作成者として関与する際には、当事者に事件管理システムの利用を促すことにより、本人訴訟の当事者が裁判手続のIT化の恩恵を受けることができるよう、裁判書類作成者としてのIT化の本人サポートの視点からも会員に周知・指導する覚悟である。

そこで、最高裁判所が構築する事件管理システムにおいては、士業者の利用を想定するだけでなく、IT化に自ら対応することができる本人訴訟の当事者が使いやすいシステムとともに、IT化に自ら対応することが難しい本人訴訟の当事者が裁判書類作成者となる司法書士に容易にサポートを求めることができるシステムとすることを求める。

以上